

学位規則等の改正について（要綱案）

一. 専門職大学が行う学位の授与（新設）

1. 法第104条第2項に規定する、専門職大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、学士（専門職）とすること。
- (2) 法第104条第2項に規定する、専門職大学の前期課程を修了した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士（専門職）とすること。

二. 専門職短期大学が行う学位の授与（新設）

法第104条第6項に規定する、専門職短期大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士（専門職）とすること。

三. その他

その他所要の改正を行うこと。

四. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。